

立川市立第一小学校PTA規約

【最終改正：令和4年4月25日】

第1章) 名称

第1条 この会は立川市立第一小学校PTAといい、事務所を第一小学校におく。

第2章) 目的及び活動

第2条 この会は保護者と先生が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 保護者と先生が話し合い、教育への理解を深め教育の実をあげる。
2. 家庭と学校および地域との連絡を密にし、校外生活の向上を図る。
3. 会員相互の教養を高め、親睦を図る。
4. その他、この会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第3章) 性格および方針

第4条 この会は教育を本旨とする自主性をもつ民主的かつ任意の団体であり、他のいかなる団体および個人の干渉を受けない。

第5条 この会は特定の政党や宗教にかたよらず、営利を目的とする行為を行わない。

第6条 この会は学校の運営、管理、人事に干渉しない。

第7条 この会は児童、青少年の教育および福祉のために活動する団体と協力する。

第8条 この会およびその機関の名、またはその代表者の名で政治活動を行わない。

第4章) 会員

第9条 この会は本校児童の保護者、および本校の先生で組織する。出産、病気、事故、転勤などで休職する先生に代わって職務する先生も会員とみなす。

第10条 この会の会員は、会費月額200円を基本とし、上限2,400円を一括して納めるものとする。

ただし、会員数によって上限内で変動することがある。また、転入する場合は、登校日の月から年度末まで徴収する。徴収した会費は、原則返金せずPTA活動の為に有効利用する。

第11条 この会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第5章) 経理

第12条 この会の経理は会費その他の収入によって充当する。

第13条 この会の会計は総会において議決された予算に基づいて運営する。

第14条 この会の経費は第2条の目的達成のため以外に使用してはならない。

第15条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章) 機関

第16条 この会の円滑な運営と活動の推進をはかるために次の機関をおく。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 役員会
4. 学年委員会および学級会
5. 地区委員会
6. 専門委員会（広報、行事、交通安全）
7. 選考委員会
8. 連絡協議会
9. 特別委員会

第7章) 総会

第17条 1. 総会は会員をもって構成し、この会の最高決議機関であり、会長が召集する。
2. 総会は全会員の三分の二以上(委任状を含む)の出席で成立する。

第18条 総会は、定期総会および臨時総会とし、定期総会は年度初めに開き次の事項を審議する。

1. 事業報告および決算の承認
2. 事業計画および予算の承認
3. 規約の改正
4. 新役員の承認

第19条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めるとき会長が召集する。

第20条 総会決議は、一家庭につき一票とし、委任状と出席者を含めた数が全会員の過半数の同意を必要とする。

第21条 総会の議長団は、総会に出席した本部役員および会計監査以外の会員より選出する。

第8章) 運営委員会

第22条 運営委員会は本部役員、学年委員長、各地区委員、各専門委員長、および学年主任、校外生活指導担当の先生、専門委員会担当の先生で構成し、各専門委員会の副委員長は必要に応じて会長が召集することができる。

先生を除く構成員がやむを得ず運営委員会を欠席する場合は、代理出席者を1名たてる。

第23条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関で、原則とし毎学期2回以上会長が召集して開催する。

第24条 運営委員会は、採決を要する場合、委員の過半数の賛成を必要とする。

第25条 運営委員会は、次の任務を持つ。

1. 年度計画、年度予算、特別事業の計画を立て、総会の議決を経て運営する。
2. 各学年委員会、各地区委員会、各専門委員会より立案された事業計画を審議検討する。
3. 総会に提出する報告書を作成する。
4. 役員に欠員を生じた場合、補充役員を承認する。
5. 補正予算を審議し、承認する。

第9章) 役員会

第26条 役員会は、この会の円滑な運営をはかるため、次の任務をもつ。

1. 運営委員会に提出する資料を整える。
2. 各機関の活動を助け、その協力と調整につとめる。
3. 緊急の事項を処理する。

第27条 役員会は、必要に応じて随時会長が召集する。

第10章) 学年委員会および学級会

第28条 学級会は学級の保護者と先生で構成し、主にこの会の学校における活動の基礎となる話し合いの場とし、学級活動をする。

第29条 学級会は、活動の円滑な推進をはかるため、学級委員4名を選出し、その中より学級委員1名、専門委員各1名（広報・行事・交通）を決定する。

付記1. 専門委員3名を学級から選出できない場合に限り、会長の承認のもと、学年全体から選出することを可とする。

付記2. 3年生の交通委員のみ各クラス2名とする。

付記3. 6年生に卒業対策委員(以下、卒対)をおくことができる。卒対は任意かつ自主的な活動とし、立候補者がいる場合に発足する。なお、卒対は本部管轄とし運営する。

第30条 学級会は、学級活動のほか、学級委員を通じて学年委員会、運営委員会、専門委員会の活動に協力する。

第31条 学年委員は、学年を構成する各学級の学年委員及び担任の先生と互いに協力して学級会を運営する。

第32条 学年委員会は、学級会より提出された諸問題を基盤にし、学級相互の交流をはかり教育環境の改善につとめる。

第33条 学年委員会は、各学年委員と学年委員の担当の先生で構成し、その中から正副委員長を選出する。学年委員長は、学年委員会を招集し学校・本部との連絡を密に行う。

第11章) 地区委員会

第34条 地区委員会は、各地区より互選された5名以上の地区委員と地区担当の先生で地区ごとに構成し正副委員長を選出する。

委員長は必要に応じ、召集することができる。

第35条 地区委員会は各地区における児童の校外生活を補導し、よりよい生活環境をつくる。

第12章) 専門委員会
 第36条 専門委員会は、広報、行事、交通安全の三委員会をおき、各学級委員より互選された1名の委員と担当の先生1名で、それぞれの委員会を構成し、正副委員長を選出する。各委員長は必要に応じ召集することができる。
 付記 3年生の交通委員のみ各クラス2名とする。
 第37条 専門委員会は、次の任務をもつ。
 1. 広報委員会は、会報の発行およびその他の広報活動をする。
 2. 行事委員会は本部、各委員会、学校、地域等と協力し一小まつり等を企画運営する。
 3. 交通安全委員会は保護者および児童の交通安全対策をはかる。

第13章) 選考委員会
 第38条 選考委員会は、学年委員会が兼任し、次の委員で構成する。また、委員の中から選考委員長を選出する
 1. 各学年委員
 2. 先生の中から5名以内。
 第39条 選考委員会は、立候補者を募ると同時に各学級より役員候補者を選出し、その中から役員候補者を決定し任期内に総会にて発表する。
 第40条 選考委員会は、必要に応じ構成し、任務終了後解散する。

第14章) 連絡協議会
 第41条 この会に連絡協議会をおき、各委員会の企画運営の円滑をはかるため、必要と認めるとき、会長が召集する。
 第42条 連絡協議会の構成は、役員(任意)、各専門委員長、学年委員長、地区委員長とする。但しこの会に議決権はない。

第15章) 特別委員会
 第43条 この会に特別委員会をおく事ができる。
 第44条 特別委員会は、運営委員会において必要と認められた場合に組織され、会長が委員長を任命して特定事項を処理する。
 第45条 この会は、特定事項の終了により会長が解任する。この会は本校児童の保護者、またはこれに代わる人または各種団体の責任者などが受け持てる。

第16章) 役員
 第46条 この会に次の役員をおく。
 1. 会長 1名(保護者)
 2. 副会長 4名以上
 (保護者3名以上先生1名)
 3. 庶務 5名以上
 (保護者4名以上先生1名)
 4. 会計 3名以上
 (保護者2名以上先生1名)
 第47条 役員は、選考委員会の選考により総会で決定する。但し先生は学校で選任する。
 第48条 役員は、次の任務をもつ。
 1. 会長は、この会を代表して会務を統轄し、総会、運営委員会、役員会および連絡協議会を召集する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは代理をつとめる。
 3. 庶務は、各種の企画、その他の庶務事項を処理する。
 4. 会計は金銭の収支を正確にし、定期総会において会計監査を経て決算報告する。
 第49条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第17章) 会計監査
 第50条 この会に会計監査3名以上(保護者2名以上先生1名)をおく。
 第51条 会計監査は、選考委員会の選考により総会で決定する。
 第52条 会計監査は、この会の会計を随時監査し、総会に報告する。又、必要に応じ運営委員会に出席して会計に関する意見を述べる事ができる。

第18章) 雑則
 第53条 個人情報取扱については細則で定める通りとする。
 第54条 本規約に記載の事項及び記載のないもので本会の運営に係る事項等について、不明点や不服等がある場合は、会長及び本校副校長に申し出ることができる。

第19章) 附則
 第55条 学校長は、学校を代表して各種の会議に出席し、意見を述べる事ができる。
 第56条 役員は、各委員会に出席し、意見を述べる事ができる。
 第57条 地区を次の通り区分する。
 1. 柴崎会(1の南) 2. 八幡会(1の西)
 3. 協和会(1の北) 4. 東部会(2の東)
 5. 中和会(2の中) 6. 南明会(2の南)
 7. 共生会(2の北) 8. 南親会(3の南)
 9. 北町会(3の北) 10. 柴中会(3の中)
 11. 親和会(4の東) 12. 柴西会(4の西)
 13. 柴五会(柴5) 14. 柴六会(柴6)
 15. 柴富士会(柴富士) 16. さくらこぶし会
 第58条 この会の運営に必要な細則は、運営委員会の承認を経て定めるか改廃することができる。
 第59条 本規約は昭和34年4月15日から施行する。

昭和42年5月10日	一部改正
昭和46年5月8日	一部改正
昭和47年4月22日	一部改正
昭和48年4月28日	一部改正
昭和50年4月	一部改正
昭和53年4月	一部改正
昭和60年4月	一部改正
昭和61年4月	一部改正
平成3年5月2日	一部改正
平成5年5月15日	一部改正
平成14年4月22日	第37条改正
平成15年4月25日	第46、55条改正
平成19年4月26日	一部改正
平成20年5月16日	一部改正
平成21年4月21日	一部改正
平成23年4月25日	一部改正
平成26年4月23日	一部改正
平成27年4月22日	一部改正
平成30年4月28日	第16、17条改正、第29条付記2追加、第36条地区代表削除、以下40条まで1条ずつ繰上げ 第18、19章改正
平成31年4月27日	一部改正
令和2年4月28日	一部改正
令和4年4月25日	一部改正

PTA細則規定

第1章) 細則の制定

第1条 この細則は立川市立第一小学校PTA規約58条に基づき、この会の運営と活動を推進するために定める。

第2章) 慶弔および見舞い規定

第2条

(慶弔規定)

一、会員の慶事については、次の項に対してのみ下記に従い祝意を表する。

イ、教員

結婚 伍千円

二、会員並びに児童の不幸に対し、次に従い弔意を表する。

イ、児童

伍千円

ロ、会員

伍千円

ハ、教員の親、及び配偶者

伍千円

ニ、教員以外の職員

参千円

(見舞い規定)

一、会員及び教員以外の職員が、病気、事故により入院加療一ヶ月以上の場合、参千円の見舞いをする。

二、児童が病気や事故により一ヶ月以上の入院加療の場合は、参千円を贈り見舞いする。

三、会員が火災等の災害をこうむったときは、会長の判断により見舞金を贈る。

第3条 慶弔及び見舞い規定に該当する対象者の報告は、各地区委員及び学級長、学校側副会長(副校長)があたり、本部に速やかに連絡する。

第4条 会員以外に会長が必要と認めた場合には、見舞金や慶弔費、お礼金を贈ることができる。

第3章) 特別委員会規定

- 第5条 規約第44条に基づき、特別委員会の運営と活動を推進するために定める。(特別委員会経理規定)
- 一、運営委員会により特別委員会として組織された場合特別委員会の委員長は運営委員会への出席し、報告を行う。
- 二、特別委員会の委員長は収支決算報告を本部に行いその方式は本部会計に準ずるものとする。
- 三、本部会計は、特別会計をもってこれを処理し、総会の承認をもって本体会計に残額を繰り入れることができるものとする。

第4章) 個人情報取扱規定

(目的)

- 第6条 この会は保有する個人情報の適切な取り扱いと活動の円滑な運営をはかるため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿およびその他の個人情報データベース(以下単に「個人情報データベース」という)の取り扱いについて定めるものとする。

(個人情報の収集、利用及び提供について)

- 第7条 この会が個人情報を収集するときは、PTA活動に必要な最低限な情報とし、取得するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。明示した利用目的以外の取り扱いが必要な場合にはあらかじめ本人の同意を得ることとする。また、本人の同意なしには第三者提供は行わない。

(安全対策の実施について)

- 第8条 個人情報は管理者(PTA会長)または取扱者(PTA本部役員及び学年、地区及び各専門委員会委員長)が適正に管理する。紛失・漏洩等を防ぐ対策を行うとともに、定期的な研修等で取り扱いの留意事項の周知を行う。また不要になった時点で適正かつ速やかに破棄するとともに、紛失・漏洩等が発生した場合には、管理者に報告し速やかに対応する。

(法令・規範の遵守について)

- 第9条 個人情報の第三者提供・情報の開示・苦情の処理等、上記及びその他の個人情報の取り扱いについては、個人情報保護に適用される法令およびその他の規範を遵守する。

第5章) 緊急対応

- 第10条 国、地方自治体等が発する激甚災害、緊急事態宣言(天災疫病戦争)等でPTA活動が実施できない場合、返金する事を妨げない。また、運営等についても、本部役員で決定し、速やかに会員に知らせる。事後、総会に報告する

附則 本規定は、平成30年5月30日より施行する。

- (昭和63年6月9日 一部改正)
(平成7年9月19日 一部改正)
(平成15年4月25日 一部改正)
(平成20年5月16日 一部改正)
(平成21年4月21日 一部改正)
(平成23年4月25日 一部改正)
(平成30年4月28日 一部改正、第4章追加)
(平成31年3月15日 一部改正)
(令和2年4月28日 一部改正、第5章追加)
(令和4年4月25日 一部改正)